診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)

第一章 総則

第二章

(この法律の目的)

第一条 この法律は、診療放射線技師の資格を定めるとともに、その業務が適正に 運用されるように規律し、もつて医療及び公衆衛生の普及及び向上に寄与することを 目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。

- ー アルフア線及びベータ線
- ニ ガンマ線
- 三 百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線
- 四 エツクス線
- 五 その他政令で定める電磁波又は粒子線
- 2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射(撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。)を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。)することを業とする者をいう。

第三章 免許

(免許)

第三条 診療放射線技師になろうとする者は、診療放射線技師国家試験(以下「試験」 という。)に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

(欠格事由)

第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許(第二十条第二号を除き、以下「免許」という。)を与えないことがある。

- 一 心身の障害により診療放射線技師の業務(第二十四条の二各号に掲げる業務を 含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。)を適正に行うことができない 者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 診療放射線技師の業務に関して犯罪又は不正の行為があつた者(登録)

第五条 免許は、試験に合格した者の申請により、診療放射線技師籍に登録することによつて行う。

(意見の聴取)

第六条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(診療放射線技師籍)

第七条 厚生労働省に診療放射線技師籍を備え、診療放射線技師の免許に関する 事項を登録する。

(免許証)

第八条 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、診療放射線技師免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

- 2 厚生労働大臣は、免許証を失い、又は破損した者に対して、その申請により免許 証の再交付をすることができる。
- 3 前項の規定により免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、 旧免許証を十日以内に、厚生労働大臣に返納しなければならない。

(免許の取消し及び業務の停止)

第九条 診療放射線技師が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、診療放射線技師について前項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。
- 3 第一項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(聴聞等の方法の特例)

第十条 前条第一項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の二週間前までにしなければならない。

(免許証の返納)

第十一条 免許を取り消された者は、十日以内に、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

第十二条から第十五条まで 削除

(政令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、免許証の交付、書換え交付、 再交付及び返納並びに診療放射線技師籍の登録、訂正及び消除に関して必要な事 項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十七条 試験は、診療放射線技師として必要な知識及び技能について行う。 (試験の実施)

第十八条 試験は、厚生労働大臣が行う。

(試験委員)

第十九条 試験の問題の作成、採点その他試験の実施に関して必要な事項をつかさ どらせるため、厚生労働省に診療放射線技師試験委員(以下「試験委員」という。)を 置く。

- 2 試験委員は、診療放射線技師の業務に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。 (受験資格)

第二十条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した診療放射線技師養成所において、三年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの
- 二 外国の診療放射線技術に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で第三条の規定による免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有するものと認めたもの

(不正行為の禁止)

第二十一条 試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行 に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

2 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者についてその受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(試験手数料)

第二十二条 試験を受けようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、試験 手数料を納めなければならない。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第二十三条 この章に規定するもののほか、第二十条第一号の学校又は診療放射 線技師養成所の指定に関し必要な事項は政令で、試験の科目、受験手続その他試 験に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第四章 業務等

(禁止行為)

第二十四条 医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第二条第二項に規 定する業をしてはならない。

(画像診断装置を用いた検査等の業務)

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。

- 一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うこと。
- 二 第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。

(名称の禁止)

第二十五条 診療放射線技師でなければ、診療放射線技師という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(業務上の制限)

第二十六条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。

- 2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を 受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射する場合
- 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エツクス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)。

(他の医療関係者との連携)

第二十七条 診療放射線技師は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療 関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

第二十八条 診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした 医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、又は当該職員に照射録を検査させることができる。
- 3 前項の規定によつて検査に従事する職員は、その身分を証明する証票を携帯し、 且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第二十九条 診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密 を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなつた後においても、同様とする。

(権限の委任)

(照射緑)

第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、 その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、 所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- ー 第二十四条の規定に違反した者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第三十二条 第二十一条第一項の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により 事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は 五十万円以下の罰金に処する。 第三十三条 第九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたものは、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十六条 第二十五条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処す る。

- ー 第十一条の規定に違反した者
- 二 第二十八条第一項の規定に違反した者

診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)

(電磁波又は粒子線)

第一条 診療放射線技師法(以下「法」という。)第二条第一項第五号の政令で定める電磁波又は粒子線は、次のとおりとする。

- 一 陽子線及び重イオン線
- 二 中性子線

(免許の申請)

第一条の二 診療放射線技師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(籍の登録事項)

第一条の三 診療放射線技師籍には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日及び性別
- 三 診療放射線技師国家試験合格の年月
- 四 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の定める事項

(登録事項の変更)

第一条の四 診療放射線技師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、診療放射線技師籍の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。(登録の消除)

第二条 診療放射線技師籍の登録の消除を申請するには、申請書に診療放射線技師免許証(以下「免許証」という。)を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 診療放射線技師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失そうの届出義務者は、三十日以内に、診療放射線技師籍の登録の消除を申請しなければならない。

(免許証の書換え交付)

第三条 診療放射線技師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付の申請)

第四条 免許証の再交付を受けようとする者は、住所地の都道府県知事を経由して、 申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請をする場合には、厚生労働大臣の定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 免許証を破り、又は汚した診療放射線技師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

(省令への委任)

第五条 前各条に定めるもののほか、申請書及び免許証の様式その他診療放射線 技師の免許に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(診療放射線技師試験委員)

第六条 診療放射線技師試験委員(以下「委員」という。)の数は、二十四人以内とする。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(学校又は養成所の指定)

第七条 行政庁は、法第二十条第一号に規定する学校又は診療放射線技師養成所 (以下「学校養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年 限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。 2 都道府県知事は、前項の規定により診療放射線技師養成所の指定をしたときは、 遅滞なく、当該診療放射線技師養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の 主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(指定の申請)

第八条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十三条において同じ。)を経由して行わなければならない。

(変更の承認又は届出)

第九条 第七条第一項の指定を受けた学校養成所(以下「指定学校養成所」という。) の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

- 2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により、第七条第一項の指定を受けた診療放射線技師養成所(以下この項及び第十二条第二項において「指定養成所」という。)の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告)

第十条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項(主務省令で定めるものを除く。)を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告の徴収及び指示)

第十一条 行政庁は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、第七条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、施設若しくは設備又は運営が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十二条 行政庁は、指定学校養成所が第七条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(指定取消しの申請)

第十三条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、 その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当 該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わ なければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十四条 国の設置する学校養成所に係る第七条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第七条第二項	ものとする	ものとする。ただし、 当該診療放射線技 師養成所の所管大 臣が厚生労働大臣で ある場合は、この限 りでない
第八条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十三条において同じ。)を経由して行わなければならない	書面により、行政庁 に申し出るものとす る
	設置者	所管大臣
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。こ	行政庁に協議し、そ

一項	の場合において、当該設置者が学校の設置者であるとき は、その所在地の都道府県知事を経由して行わなけれ ばならない	の承認を受けるもの とする
华 +	設置者	所管大臣
第九 条第 二項	行政庁に届け出なければならない。この場合において、 当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地 の都道府県知事を経由して行わなければならない	行政庁に通知するも のとする
第九条第三項	この項	この項、次条第二項
	届出	通知
	ものとする	ものとする。ただし、 当該指定養成所の 所管大臣が厚生労 働大臣である場合 は、この限りでない
第十条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に報告しなければならない。この場合において、 当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地 の都道府県知事を経由して行わなければならない	行政庁に通知するも のとする
	報告を	通知を
	当該報告	当該通知
第十条第二項	ものとする	ものとする。ただし、 当該通知に係る指定 養成所の所管大臣 が厚生労働大臣であ る場合は、この限り でない
第 一 条 第 項	設置者又は長	所管大臣
第十	設置者又は長	所管大臣
一条 第二	指示	勧告

項		
二条	第七条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合 しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長 が前条第二項の規定による指示に従わないとき	第七条第一項に規定 する主務省令で定め る基準に適合しなく なつたと認めるとき
	申請	申出
第十二条第二項	ものとする	ものとする。ただし、 当該指定養成所の 所管大臣が厚生労 働大臣である場合 は、この限りでない
前条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	書面により、行政庁 に申し出るものとす る

(主務省令への委任)

第十五条 第七条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に関して必要な事項は、主務省令で定める。

(行政庁等)

第十六条 この政令における行政庁は、法第二十条第一号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同号の規定による診療放射線技師養成所の指定に関する事項については都道府県知事とする。

2 この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。

(画像診断装置)

第十七条 法第二十四条の二第一号の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。

- 一 磁気共鳴画像診断装置
- 二 超音波診断装置
- 三 眼底写真撮影装置(散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。)
- 四 核医学診断装置

(事務の区分)

第十八条 第一条の二、第一条の四第二項、第二条第一項、第三条第二項、第四条 第一項、第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並び に第十三条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自 治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定 受託事務とする。

(権限の委任)

第十九条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)

第一章 免許

(法第四条第一号の厚生労働省令で定める者)

第一条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。) 第四条第一号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機 能又は精神の機能の障害により診療放射線技師の業務を適正に行うに当たつて必 要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第一条の二 厚生労働大臣は、診療放射線技師の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(免許の申請手続)

第一条の三 診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号。以下「令」という。)第一条の二の診療放射線技師の免許の申請書は、第一号書式によるものとする。

- 2 令第一条の二の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。
- 一 戸籍の謄本又は抄本(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第四条の二第二項において同じ。)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。)

二 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害に関する医師の診断書

(籍の登録事項)

第二条 令第一条の三第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる事項以外で診療放射線技師籍に登録する事項は、次のとおりとする。

- ー 再免許の場合には、その旨
- 二 免許証を書換え交付し又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年 月日
- 三 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日 (診療放射線技師籍の訂正の申請手続)

第三条 令第一条の四第二項の診療放射線技師籍の訂正の申請書は、第一号書式の二によるものとする。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第一条の四第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

(免許証の書式)

第四条 法第八条第一項の免許証は、第二号書式によるものとする。

(免許証の書換え交付の申請)

第四条の二 令第三条第二項の免許証の書換え交付の申請書は、第一号書式の二によるものとする。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請)

第五条 令第四条第一項の免許証の再交付の申請書は、第二号書式の二によるものとする。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳 法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者については、同法第 三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民 認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類 の写し。)を添えなければならない。

3 令第四条第二項の手数料の額は、三千百円とする。

(登録免許税及び手数料の納付)

第六条 第一条の三第一項又は第三条第一項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

2 前条第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

第七条 削除

第八条 削除

第二章 試験

(試験の公告)

第九条 診療放射線技師国家試験(以下「試験」という。)を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で公告する。

(試験科目)

第十条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 基礎医学大要
- 二 放射線生物学(放射線衛生学を含む。)
- 三 放射線物理学
- 四 放射化学
- 五 医用工学
- 六 診療画像機器学
- 七 エツクス線撮影技術学
- 八 診療画像検査学
- 九 画像工学
- 十 医用画像情報学
- 十一 放射線計測学
- 十二 核医学検査技術学
- 十三 放射線治療技術学
- 十四 放射線安全管理学

(受験の手続)

第十一条 試験を受けようとする者は、受験願書(第三号書式)に次の書類を添えて、 これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 法第二十条第一号に該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書
- 二 法第二十条第二号に該当する者であるときは、外国の診療放射線技術に関する 学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で診療放射線技師免許に相当する免許を受けたことを証する書面
- 三 写真(出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(試験手数料)

第十二条 法第二十二条の規定による試験手数料は、一万千四百円とする。

(合格証書)

第十三条 試験に合格した者には、合格証書を交付する。

(合格証明書の交付及び手数料)

第十四条 試験に合格した者は、合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の規定によつて合格証明書の交付を申請する者は、手数料として二千九百 五十円を納めなければならない。

(手数料の納入方法)

第十五条 第十二条の規定による試験手数料又は前条第二項の規定による手数料を納めるには、その金額に相当する収入印紙を願書又は申請書にはらなければならない。

第三章 業務等

(法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為)

第十五条の二 法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除く。)、 造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の 投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- 二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- 三 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテー テルから空気を吸引する行為

(法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査)

第十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エツクス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。)とする。

(照射録)

第十六条 法第二十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 照射を受けた者の氏名、性別及び年齢
- 二 照射の年月日
- 三 照射の方法(具体的にかつ精細に記載すること。)
- 四 指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示の内容

(証票)

第十七条 法第二十八条第三項の規定による証票は、第四号書式による。